

議案第三九号

三朝町火災予防条例の制定について

三朝町火災予防条例を、別紙のように制定するものとする。

昭和三十七年三月十六日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十七年三月十七日
総務主任委員 今井 記
閉会中継続審査議決

三朝町議会議長

矢田 秀 雄



三 朝 町 火 災 予 防 条 例

目 次

- 第一章 総 則 (第一条)
- 第二章 火災の出入する場所等の指定 (第二条)
- 第三章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等
 - 第一節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準 (第三条—第十七条)
 - 第二節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準 (第十八条—第二十二条)
 - 第三節 火の使用に関する制限等 (第二十三条—第二十八条)
 - 第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (第二十九条)
- 第四章 指定数量未満の危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準
 - 第一節 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準 (第三十条—第三十二条)
 - 第二節 準危険物の貯蔵又は取扱いの基準 (第三十三条)
 - 第三節 特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準 (第三十四条)
- 第五章 避難管理 (第三十五条—第四十二条)

第六章 雜則 (第四十三條 - 第四十八條)

第七章 罰則 (第四十九條 - 第五十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）第四條第二項の規定に基づき公衆の出入する場所等の指定について、法第九條の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第九條の二の規定に基づき法別表で定める数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第二十二條第四項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、三朔町における火災予防上必要な事項を定めることと目的とする。

第二章 公衆の出入する場所等の指定

(公衆の出入する場所等の指定)

第二条 法第四條第二項第一号の規定により公衆の出入する場所等として条例で指定するものは、別表第一に掲げられるものとする。

2. 法第四條第二項第二号の規定により多数のものゝ勤務する場所等として条例で指定するものは、別表第二に掲げられるものとする。

第三章

第一節

火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第三條 炉及びかまど

- （炉及びかまど）
- 一、建築物又は工作物の可燃性の部分及び可燃性の物から火災予防上安全な距離を保つこと。
 - 二、可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けらるること。
 - 三、可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けらるること。

四、屋内に設けらるる場合に於ては、土間又は金属以外の可燃材料（コンクリート、レンガ、石綿板、鉄鋼、アルミニウム、モルタル、しつくいその他）に類する可燃性の材料をいう。以下同じ。ここで造った床の上に設けらるること。ただし、可燃材料で造った床又は台上又は台の上に設けらるる場合に於て防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。

五、使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を可燃材料で造ること。

六、衝撃、振動等により容易に亀裂又は破損を生じない構造とすること。

七、表面温度が過度に上昇しない構造とすること。

八、開放炉又は常時油類その他に水に類する危険物を煮沸するかまどにあつては、その上部に可燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるよう設けらるるとともに、火粉の盛積又は火災の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けらるること。

九、溶融物があふれおそれのある構造の炉又はかまどにあつては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けらるること。

十、暖房の用に供する熱風炉にあつては、加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分に耐火性の金属材料で造るとともに、加熱された空気の温度が異常に上昇した場合において熱風の供給を断つ非常停止装置を設けらるること。

十一、熱風炉に付属する風道については、次によること。

イ、風道並びにその被覆及び支わくは、可燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けらるること。

ロ、炉からイの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから二メートル以内の部分には、可燃物との間に十五センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ十センチメートル以上の金属以外の可燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

ハ、給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。

七、 炭、石炭その他の固体燃料を使用する炉又はかまどにあつては、また、あつては、付置すること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床正に取込入水は許さず、不燃材料で造つた釜正に設けらるが、又は防火上有効な底面通気をはかること。

八、 軽油、重油その他の液体燃料を使用する炉又はかまどのうち、屋内に設けらるものにあつては、壁及び天井の炉又はかまどに面する部分仕上げと不燃材料又は準不燃材料（木毛セメント板、石膏板その他不燃材料に準ずる防火性能を有する材料をいう。以下同じ。）でした室内に設けらるものにあつては、その付属設備については、次によること。

イ、 燃料槽は、使用中燃料が沸れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

ロ、 燃料槽は、たき口の間に二メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けらること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料槽にあつては、この限りでない。

ハ、 燃料槽は、厚さ一・二センチメートル以上の鋼板又は水と同等以上の強度を有する金属板で造ること。

ニ、 燃料槽を屋内に設けらる部分にあつては、不燃材料で造つた床正に設けらること。

ホ、 燃料槽の架台は、不燃材料で造ること。

ヘ、 燃料槽には、非常の場合において燃料の供給を断つ有効な開閉弁を設けらること。

ト、 燃料槽又は配管には、有効なる過熱防止を設けらること。

チ、 燃料を予熱する方式の炉又はかまどにあつては、燃料槽又は配管を直火で予熱しない構造とするにとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。

十五、 軽油、重油その他の液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉又はかまどにあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、炎火及び燃焼の状態が確認できる構造とするにとともに、配管は金属管を用いること。

十六、 電氣と熱源とする炉又はかまどにあつては、電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用す

るとともに、短絡を生じないように措置すること。

又、炉及びかまどの管理の基準は、次のとおりとする。

一、炉又はかまどの周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物とみだりに放置しないこと。

二、炉又はかまど及びその付属設備は、必要な点検を行ない、大災害防止有効に保持すること。

三、電氣と熱源とを有する炉又はかまどにあつては、前者の点検を熱源者に行なわせ、不良箇所を発見したときは直ちに補修せしめるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。

四、水素の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

五、燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉又はかまどにあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するためには必要な措置を講じたときは、この限りでない。

六、燃料槽又は燃料容器は、燃料の性質等に応じ、遮光し又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

(ボイラー)

第四条 ボイラーの構造の基準は、次のとおりとする。

一、蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等と貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土、石棉その他の遮熱材料で有効に保護すること。

二、引火性の熱媒を使用するボイラーにあつては、その各部分を熱媒又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、安全装置は、熱媒又はその蒸気を安全な場所に向くように設けること。

三、前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、前条(第一項第八号から第十号までを除く)の規定を準用する。

(ストーブ)

第五条 ストーブ(移動式のものを除く。以下この条において同じ)の位置及び構造の基準は、次のとおりとする。

一、ストーブに付属する煙突及び煙道は、次によること。

イ、構造又は材質に依り、支わく、支線、腕金等が固定すること。

ロ、煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を六十センチメートル以上とする事。

ハ、煙突の高さは、その先端からの水平距離一メートル以内に建築物の軒がある場合においては、その軒から六十センチメートル以上高くすること。

ニ、金属製又は石綿製煙突は、小屋裏、天井裏、床裏等にあり部分金属以外の不燃材料で、防火上有効に被覆すること。

ホ、金属製又は石綿製の煙突は、木材その他の可燃材料から十五センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さ十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

ヘ、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分は、眼鏡石をはめこみ、又は遮熱材料で有効に被覆すること。

ニ、薪、石炭その他の固定燃料を使用するストーブにあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設すること。

二、前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第八号から第十号までを除く。）の規定を準用する。

（壁付暖炉）

第六条 壁付暖炉の位置及び構造の基準は、次のとおりとする。

一、背面及び側面と壁等との間に十センチメートル以上の間隔を保つこと。ただし、壁等が耐火構造の場合にあつては、この限りでない。

二、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、水人が造、石造又はコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を表徴することができる構造とすること。

2. 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第三條（第一項第一号、第五号及び第七号から第十号まで並かに第二項第三号を除く。）の規定を準用する。

（乾燥設備）

第七條 乾燥設備の位置及び構造の基準は、次のとおりとする。

- 一 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。
- 二 室内の温度が湿度に上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けらるること。

2. 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第三條（第一項第八号から第十号までを除く。）の規定を準用する。

（ガス湯沸設備）

第八條 ガス湯沸設備の位置及び構造の基準は、次のとおりとする。

- 一 天井、上方のたな等の可燃性の部分から六十センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、これらの部分から十五センチメートル以上離れた不燃性の天蓋及び屋外に造る排気筒を設けたときは、この限りでない。
- 二 壁、柱等の可燃性の部分に取付けらるるものにあつては、ガス湯沸設備と取付面等との間に四、五センチメートル以上の距離を保つこと。
- 三 ガス湯沸設備から十五センチメートル以内の距離にある壁、柱等の可燃性の部分は、石綿板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆すること。

2. 前項に規定するもののほか、ガス湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第三條第一項第二号、第三号、第五号から第七号まで及び第十四号並かに第二項第二号の規定を準用する。

（掘ごたつ及びいかり）

第九條 掘ごたつ、火床又はいかりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならぬ。

2. 掘ごたつ及びいかりの管理の基準については、第三條第二項第一号及び第四号の規定を準用する。

(火花を生ずる設備)

第十条

グラブや印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、長毛機その他の操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備(以下「火花を生ずる設備」という)の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

- 一 壁、天井(天井のない場合においては、屋根)及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料とした室内に設けること。
- 二 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。
- 三 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。
- 四 火花を生ずる設備のある室内においては、常に、整理及び清掃に努めることとし、また、火花を発生しないこと。

(変電設備)

第十一条

屋内に設ける変電設備(全出力二十キロワット以下のものを除く。以下同じ)の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

- 一 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。
- 二 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- 三 不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ)で区画され、かつ、窓及び出入口に甲種防火戸又は乙種防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する専防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

- 四 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。
- 五 見やすい箇所に変電設備がある旨を表示した標識を設けること。
- 六 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。

七 変電設備のある室内は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

八 定格電流の範囲内で使用すること。

九 必要に応じ熟練者に設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修せよるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。

二 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設けるものを除く。以下同じ。）にあつては、建築物の三メートル以上の距離を保たなければならぬ。ただし、不燃材料で造り、又はかわかれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

三 屋外に設ける変電設備の構造及び管理の基準については、第一項第五号及び第九号までの規定を準用する。

（発電設備）

第十二条 屋内に設ける内燃機関による発電設備（全出力二十キロワット以下のものを除く。以下同じ。）

の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

一 容量に点検することができな位置に設けること

二 防振のための措置を講じた床土又は台土に設けること

三 排気筒は、防火上有効な構造とすること。

二 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関による発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第三條第一項第十三号及び前条第一項の規定を準用する。この場合において、第三條第一項第十三号中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替へるものとする。

（蓄電池設備）

第十三条 屋内に設ける定格容量の合計が二百アンペアアワー以上の蓄電池設備（電圧が四十八ボルト未満

のものに限る。）の電槽は、耐酸性の床土又は台土に、垂れしないように設けなければならぬ。

二 前項に規定するもののほか、屋内に設ける定格容量の合計が二百アンペアアワー以上の蓄電池設備

の位置、構造及び管理の基準については、第十條第四号並びに第十一條第一号第一号及び第二号の規定を準用する。

(ネオン管灯設備)

第十四条 ネオン管灯設備の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

- 一 当該装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けらるることに、不燃材料で造つたおおいを設けること。
- 二 変圧器と雨の降る場所とに設けらるる場合には、屋外用のものを選び、導火線引出部が下向きとならざるよう設けらるること。ただし、雨水の浸透を防止するためには有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- 三 支わくその他ネオン管灯に近接する取付材には、小径又は厚さが二十ミリメートル以下の木材(難燃合板を除く)又は合成樹脂(難燃性のものを除く)を用いないこと。
- 四 必要に応じて各部分の点検を行い、不良箇所を発見したときは、直ちに補修すること。

(舞台装置等の電気設備)

第十五条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備(以下「舞台装置等の電気設備」という。)の位置及び構造の基準は、次のとおりとする。

- 一 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備
- イ 電灯は、可燃物と接触するおそれのない位置に設けること。
- ロ 電灯の充電部分は、露出させないこと。
- ハ 電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないよう取付けらるること。
- ニ アトシを発生する設備は、不燃材料で造ること。
- ホ 一の電線を二以上の分岐回路に使用しないこと。
- 二 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備

イ、分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けりおそれのない位置に設けらるること。
ロ、残置灯設備の電路には、乗車の閉閉蓋を設け、かつヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。

2、舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第十一條第一項第七号から第九号までの規定を準用する。

(避雷設備)

第十六條 避雷設備は、架空電線、ネオン管灯設備、アンテナ等との間に一メートル以上の距離を保たなければならぬ。

2、避雷設備の管理については、第十一條第一項第九号の規定を準用する。

(水素ガス充てんする気球)

第十七條 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

- 一、煙突その他空気を使用する施設の付近において揚揚し、又はけい留しないこと。
- 二、建築物の屋上で揚揚しないこと。ただし、屋根が可燃材料で造つた陸屋根で、その最少幅員が気球の直径の二倍以上である場合においては、この限りでない。
- 三、揚揚に際しては、揚揚網と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離十メートル以上の空間を保有すること。揚揚網の固定箇所は、よく等を設け、かつ、立入を禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書きの規定により建築物の屋上で揚揚する場合においては、この限りでない。
- 四、気球の容積は、十五立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。
- 五、風圧又は摩擦に耐し十分強度を有する材料で造ること。
- 六、気球に付設する電飾は、気球から三メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しにくい構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から一メートル以上離れた位置に取付けることができる。

七 前号の電線に使用する電線は、断面積が0.七五平方ミリメートル以上八文字線の部分に使用するものにあっては、五平方ミリメートル以上一〇のものを、長さ一メートル以下八文字線の部分に使用するものにあつては、〇.六メートル以下一〇のものが合張りの付連に於いて支持すること。

八 気球の地表面に対する傾斜角度が四十五度以下となるような風況時においては、揚揚しないこと。

九 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。

イ 屋外の通風のよい場所で行なうこと。

ロ 操作者以外の者が近接しないように適當な措置を講ずること。

ハ 電飾を付設するものにあっては、電線を遮断して行なうこと。

ニ 摩擦又は衝撃を加ふる等粗暴な行為をしないこと。

ホ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存しないことを確かめた後減圧器を使用して行なうこと。

十 水素ガスが九十重量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行なうこと。

十一 揚揚中又はけい留中に於いては、看視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入りおそれのない場所が揚揚し、又はけい留する場合に於ては、この限りでない。

十二 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いは行なわれないこと。

第二節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱ひの基準

(こんろ及び移動式のストーブ)

第十八条 こんろ及び移動式のストーブの取扱ひの基準は、次のとおりとする。

一 燃料の性質等に依り、可燃物から火災を防止安全な距離を保つこと。

二 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

三 可燃性の床土又は台土で使用すること。ただし、防火安全を構造のこんろ又は移動式のストーブについては、この限りでない。

- 四、故障し、又は破壊したものを使用しないこと。
- 五、本来の使用目的以外に使用しないこと。
- 六、本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- 七、こんろ又は移動式のストーブの周囲は、常に、整理及び清掃に努めることと、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 八、液体燃料を使用するこんろ又は移動式のストーブにあつては、使用中燃料を補給しないこと。
- 九、液体燃料を使用するこんろ又は移動式のストーブにあつては、洗れ、又はあふれた燃料を流すための皿を設けること。
- 十、燃料容器は、燃料の性質等に応じて遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

(火鉢)

- 第十九条 固体燃料を使用する火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間をおくか、又は砂等を入れ使用しなげなければならない。
- 二、前項に規定するもののほか、火鉢の取扱いの基準については、前条第一号、第二号、第四号及び第六号の規定を準用する。

(置ごたつ)

- 第二十條 固体燃料を使用する置ごたつにあつては、火入容器を金属以外の可燃材料で造つた台の上に置いて使用しなげなければならない。ただし、防火安全を構造の置ごたつについては、この限りでない。
- 二、前項に規定するもののほか、置ごたつの取扱いの基準については、第十八条第四号及び第七号の規定を準用する。

(火消つぽ)

- 第二十一條 火消つぽの取扱いの基準については、第十八条第一号、第二号及び第四号の規定を準用する。

(アイロン及びこて)

第二十二条

アイロン又はこては、使用中において可燃物の上に放置してはならない。
2. 前項に規定するもののほか、アイロン及びこての取扱いは基準に基づいては、第十八条第四号の規定を準用する。

第三節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第二十三条

劇場、映画館、演習場、観覧場、公会堂又は集會場（以下「劇場等」という。）の舞臺、客席その他火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所（以下「指定する場所」という。）においては、喫煙し、又は裸火を使用してはならない。ただし、上演のために特に必要の場合において所長が火災予防上支障のないと認めるときは、この限りでない。

2. 前項の所長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3. 第一項の所長が指定する場所を有する劇場等には、階ごとに喫煙所を設けてその旨を表示し、適当な数の吸殻容器を置かなければならない。

4. 前項の喫煙所は、客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けらるものとし、その床面積の合計は、客席の床面積の合計の三十分の一以上としなければならない。

5. 第二項の所長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙している者があるときは、これを禁止しなければならない。

(装飾用物品)

第二十四条

劇場等又はキャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）で使用する幟帳、造花その他の装飾用物品、火工道具又は小道具で可燃性のものには、防火処理を施さなければならぬ。

(たき火)

第二十五条 引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近くに於いては、たき火をしてはならない。

又、たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(ガス具用煙火)

第二十六条 ガス具用煙火は、火災予防上支障のある場所を消費してはならない。

2. ガス具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れらるゝか、又は

防火処理を施したおおいをするともに、炭、火氣又は高温体との接近を避けなければならない。

(化学実験等)

第二十七条 化学実験等において引火性の蒸気を発生する物品を加熱する場合においては、次の各号に定め

るところによりなければならない。

一、火粉が飛散し、又は火炎が伸長するおそれのある燃料を使用するときは、引火防止のために有効な措置を講ずること。

二、温度の限界により加熱される物品がある場合は、熱源を調整すること。

三、前各号に規定するもののほか、火災予防上有効な措置を講ずること。

(ガス又は電氣による溶接作業等)

第二十八条 引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近くに於いては、ガス若しくは電氣による溶接作業

グラインダー等による火氣を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業又は鉄打作業をしてはならない。

第四節

火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第二十九条 火災の警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところにより行

けなければならない。

一、山林・原野等に於いて火入れをしないこと。

- 二、煙火を消費しないこと
- 三、屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 四、屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- 五、残火へたばこの吸殻を捨てる。取灰又は火粉を始末すること。
- 六、屋内において煙火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

第四章

指定数量未満の危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

第一節

(指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準)

第三十条

法別表で定められた数量(以下「指定数量」という。)の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火を使用しないこと。
- 二、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに空箱その他の不要な可燃物を放置しないこと。
- 三、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光又は換気を行なうこと。
- 四、危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、幅二メートル以上(ヘタックにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、一メートル以上)の空地を保有するか、又は防火上有効な壁を設けること。ただし開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。
- 五、危険物の性質に応じて適正な温度又は湿度を保つように取り扱うこと。
- 六、危険物のくず、かす等は、その性質に応じて、安全な場所において廃棄し、その他適当な処置を講ずること。

- 七、危険物を洗水、あふ水、又は飛散しないようにすること。
- 八、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように措置を講ずること。
- 九、危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合においては、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行なうこと。
- 十、危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適合し、かつ、破損、腐食、さけの等がないものであること。
- 十一、危険物の容器への収納又は詰替等は、危険物の規制に関する総理府令（昭和三十四年総理府令第五十五号）別表第三に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するおこなうこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 十二、危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- 十三、可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のがスガ洗水、若しくは揮発するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、電線と電気器具とを完全に接触し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、機軸等を使用しないこと。
- 十四、危険物を保護液中に保存する場合においては、当該危険物が保護液中から露出しないようにすること。
- 十五、危険物を取り扱う機械器具その他の設備（タンクを除く。）については、次によること。
 - イ、危険物の洗水、あふ水又は飛散を防止することのできる構造とし、又は装置を設けらるること。
 - ロ、危険物を取り扱う配管は、金属質、陶質等耐熱性を有する管を用いること。
 - ハ、危険物を加熱し、又は発熱する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられ、又は当該設備に火災を防止するための防火設備を設けたときは、この限りでない。
- ニ、危険物を加圧する設備又は他の取り扱う危険物の圧力の上昇するおそれのある設備には、有効

圧力計及び安全装置を設けよこと。

十六 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクは、適当な厚さのものとし、

イ 厚さ二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で製成し、

ロ 外面にさび止めのための措置を講ずること。

ハ 圧力タンクにあつては、有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては、有効な通気管を設けよこと。

ニ 引火のおそれのある危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備にあつては、通気管に引火を防止するための措置を講ずること。

ホ 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けよこと。

ヘ 配管は、金属管、陶管等耐火性を有する材料で造つた管を用いよこと。

ト 地下に埋設するタンクにあつては、地盤下に設けられたコンクリート造りのタンク壁に設置するが、又はアスファルトライニング、アスファルトプライマー、モルタル等を用いて有効に保護すること。

チ 地下に埋設するタンクにあつては、おたにかかると重量が直接当該タンクにかかるとしない構造とすること。

十七 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱つてりし旨並かに危険物の品名及び最大数量を記載した標識を設けよこと。

十八 危険物を加熱し、又は乾燥するときは、危険物の温度を局部的に上昇しない方法で行なうこと。

十九 危険物の詰替えは、防火上安全な場所で行なうこと。

二十 吸引塗装作業は、防火上有効な防護区画を設けた場所等安全な場所で行なうこと。

二十一 焼入水作業は、危険物が危険な温度に達しないように行なうこと。

二十二 染色又は洗淨の作業は、可燃性の蒸気の発生をよくして行なうことと、蒸気を安全に処理する

こと。

五、バーナーにより危険物を消費するとき、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。

五、危険物を蒸発するとき、危険物の性質に応じて、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行なうこと。

第三十一条 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一、第一類の危険物にあつては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は炎害をおこすおそれのある過熱、衝撃等若しくは摩擦を避けるとともに、過酸化物質Bにあつては、水との接触を避けること。

二、第二類の危険物にあつては、酸化物との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、金属物A及びBについては、水又は酸との接触を避けること。

三、第三類の危険物にあつては、水との接触を避けること。

四、第四類の危険物にあつては、炎、火花又は高温体との接近を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

五、第四類の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行なうこと。

イ、壁、柱、床及び天井は不燃材料又は準不燃材料で造られ、又はおおわれたものであること。

ロ、開口部には、半鐘防火戸若しくは乙種防火戸又はボレンチヤード設備を設けること。

ハ、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合において、当該蒸気等を排出する設備を設けること。

六、第五類の危険物にあつては、炎、火花若しくは高温体との接触、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。

七、第六類の危険物にあつては、可燃物との接触又は分解を促す物品との接近を避けること。

2. 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同項の基準によらないことが通常である場合に於いては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取り扱うについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならぬ。

(品名を異にする危険物)

第三十二条 品名を異にする二以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取り扱うに備ふる危険物の品名ごとの数量を水の水の指定数量の五分の一の数で倍し、その品名の和が一となるときは、当該場所は指定数量の五分の一の危険物を貯蔵し、又は取り扱つてゐるものとみなす。

第二節 準危険物の貯蔵又は取扱の基準

(準危険物の貯蔵又は取扱の基準)

第三十三条 別表第三で定める数量の百倍以上の消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)以下(令)という。別表第二で定める危険物に準ふる可燃性の物品(以下「準危険物」という。)の貯蔵又は取扱の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 準危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、壁、柱、床及び天井を可燃材料で造つた室内において行なうこと。ただし、その周囲に幅三メートル以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を可燃材料でおおつた室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

二 準危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の場合には、幅三メートル以上(タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合には、ニメートル以上)の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。

2. 前項に規定するもののほか、別表第三で定める数量以上の準危険物の貯蔵又は取扱の技術上の基準については、前三条(第三十条第十一号を除く。)の規定を準用する。

第三節 特殊可燃物の貯蔵又は取扱の基準

(特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準)

第三十四条 別表第四で定める数量以上の同表の品名欄に掲げる物品(以下「特殊可燃物」という。)の貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火を使用しないこと。
- 二 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃に努めること。この場合において、危険物又は準危険物と区分して整理すること。
- 三 特殊可燃物のくず、かす等は、当該特殊可燃物の性質に依り、一日一回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。
- 四 特殊可燃物を集積する場合においては、集積場所の面積五十平方メートル以下ごとに区分して集積し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を保つこと。ただし、特殊可燃物の性質又は形状、集積場所の面積等によりこれにより難い場合において火災予防上支障がないと認められるときは、集積場所の面積二百平方メートル以下ごとに区分して集積することができる。
- 五 特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに特殊可燃物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること。

第五章 避難管理

(劇場等の客席)

第三十五条 劇場等の屋内の客席は、次の各号に定めるところによりなけりばならない。

- 一 いすは、床に固定すること。ただし、舟車や劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難経路の配置等により入場者の避難上支障がないと認められた場合においては、この限りでない。
- 二 いす背へいす背のない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分を、以下この条及び次条において同じ)の間隔は、八十センチメートル以上とし、座席の幅は、四十センチメートル以上とする。
- 三 本座席の位置は、客席の後方とし、その奥行は二・四メートル以下とする。

四、客席（最下階におよぶものを除く。）の最前部及び立見席を設ける部分とその部分との間には、高さ七十五センチメートル以上の手すりを設けること。

五、客席の避難通路は、次によること。ただし、舞台等の位置、客席の構造等によりこれにより難い場合において避難上有効な措置を講じたときは、この限りでない。

イ、いす背を設ける客席の部分には、横を並べないす背八席（いす背の間隔が九十センチメートル）以上の場合は、かつ、十二席以下に、その両側に幅八十センチメートル以上の縦通路を保有すること。ただし、四席（いす背の間隔が九十センチメートル）以上の場合においては、六席

以下に、縦通路を保有する場合は、片側のみとすることができる。

ロ、いす背を設ける客席の部分には、縦を並べないす背二十席以下に及び当該客席の部分の最前部に幅一メートル以上の横通路を保有すること。

ハ、いす背を設ける客席の部分には、横に並んだいす背二す以下に幅四十センチメートル以上の縦通路を保有すること。

ニ、前各号の通路は、いす背も客席の避難口（出入口を含む。以下同じ。）に直連させること。

第三十六条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによりならなければならない。

一、いす背、床に固定すること。ただし、町長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認められた場合においては、この限りでない。

二、いす背の間隔は、七十五センチメートル以上とし、座席の幅は、四十センチメートル以上とする。ただし、いす背がなく、かつ、いす背が固定している場合においては、いす背の間隔を七十五センチメートル以上とすることができる。

三、立見席には、奥行三メートル以下に、高さ一・一メートル以上の手すりを設けること。

四、客席の避難通路は、次の各号に定めるところによりならなければならない。ただし、舞台等の位置、客席の構造等によりこれにより難い場合において避難上有効な措置を講じたときは、この限りで

正しい。

イ、いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席十席入いす席がなく、かつ、いす座を固定して置く場合にあっては、十五席)以下に、その両側に幅八十センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、五席入いす席がなく、かつ、いす座を固定して置く場合において、八

席)以下に、通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。
ロ、いす席を設ける客席の部分には、幅一メートル以上の通路を、各座席から歩行距離十五メートル以下でその一に達し、かつ、歩行距離四十メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ハ、ます席を設ける客席の部分には、幅五センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するものに保有すること。
ニ、ます席を設ける客席の部分には、幅一メートル以上の通路を、各ますから歩行距離十メートル以下でその一に達するように保有すること。

(キヤバレット等の客席)

第三十七条 キヤバレット等の客席のうち全面積百五十平方メートル以上のものは、有効幅員一・六メートル以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席七個以上を通過しないう

(百貨店及びマーケットの売場)

第三十八条 百貨店又はマーケットの売場には、階ごとに、屋外への避難口又は階段に直通する幅一・六メートル以上の主要避難通路を、一以上保有しななければならない。
一、売場の主要避難通路のほか、百貨店の売場内には、入場者の避難に支障を生じないように、有効幅員一・二メートル以上の補助避難通路を保有しななければならない。

(表示場の表示部分)

第三十九条 表示場の表示部分には、入場者の避難に支障を生じないように、有効幅員一・六メートル以上の避難通路を保有しななければならない。

(劇場等の定員)

第四十條

劇場等の関係者は、次の各号に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

- 一、客席の部分ごとに、次のイからハまでによつて算定した数の合計数(以下「定員」という。)をこえて客を入場させないこと。
 - イ、固定式の座席を設ける部分については、当該部分にある座席の数に対応する数。この場合において、長い座席の正面幅を四十九センチメートルで除して得た数へ一未満のはしりの数は、切り捨てるとする。)
 - ロ、立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数。
 - ハ、その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数。
 - 二、客席内の避難通路に客を収容しないこと。
 - 三、一のます席には、屋内の客席にあつては七人以上、屋外の客席にあつては十人以上の客を収容しないこと。
 - 四、出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。
- (避難施設の管理)
- 第四十一條 別表第一又は別表第二に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次の各号に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。
- 一、避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設け、又は物件を放置しないこと。
 - 二、避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。
 - 三、避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないよう構造とする。ただし、劇場等以外の別表第一及び第二に掲げる防火対象物について避難上支障のないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができらる。

②

(一時的に劇場等又は展示場の用途に供する防火対象物への適用)

第四十二条 第三十五条、第三十六条、第三十九条から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等又は展示場の用途に供する場合に限りて適用する。

第六章 雑則

(防火対象物の使用開始の届出等)

第四十三条 令別表第一各項目(注)項から(平)項までを除く。()に掲げる防火対象物とそれ以外の用途に使用しようとする者は、使用開始の日(平)項までは、その旨を町長に届け出なければならぬ。

又、防火管理者は、法第八条第一項の消防計画を作成したときは、すみやかに町長に当該計画書と提出しなければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第四十四条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

一 熱風炉(風道を使用しない熱風炉にあつては、劇場等及びキヤパラー等に設けるものに限る。)

二 据付面積二平方以上の炉及びかまど(個人の住居に設けるものを除く。)

三 ボイラー(個人の住居に設けるものを除く。)

四 乾燥設備

五 火花を生ずる設備

六 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力五十キロワット以下のものを除く。)

七 内燃機関による高圧又は特別高圧の発電設備(全出力五十キロワット以下のものを除く。)

八 屋内に設ける蒸気釜等の合計二百アンペア以上の蓄電池設備(電圧が四十八ボルト未満のものを除く。)

九 設備容量二十キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第四十五條 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ町長に届け出なければならぬ。

一 火災とまぎらわしい煙又は火災を發するおそれのある行為

二 煙火(かん具用煙火を除く)の打上り又は仕掛け

三 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

四 水道の断水又は漏水

五 消防隊の通行その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

(指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

第四十六條 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物、別表第三で定める数量の五倍以上の準危険物

又は別表第四で定める数量の五倍以上の特等可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ

町長に届け出なければならぬ。

(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)

第四十七條 核燃料物質、放射性同位元素、圧縮ガス、液化ガス、毒物その他消防活動に重大な

支障を生ずるおそれのある物質を町長の指定するものを業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者

は、あらかじめ、町の町長に届け出なければならぬ。

(委任)

第四十八條 この条例の実施のための手続その他その施行に於て必要な事項は町長が定める。

第七章 罰則

第四十九條 第三十條、第三十一條又は第三十三條の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

二 第三十四條の規定に違反した者は、三千円以下の罰金に処する。

第五十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に

関して第三十條、第三十一條、第三十三條又は第三十四條の規定に違反したときは、行為者を罰する

ほか、その法人又は人を罰する。ただし、法人又は人の代理人、使用

人その他に従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたこと
の証明があつたときは、この法人又は人については、この限りでない。

附 則

- 一 この条例は、公布の日から三月を経過した日から施行する。
- 二 三朝町消防条例（昭和二十九年三朝町条例第四号）は、廃止する。

別表第一

(一)	劇場、映色館、演芸場又は観覧場
イ	公会堂又は集會場
ロ	キヤバレー、カフェ、ナイトクラブその他
ハ	遊技場又はダンスホール
(二)	飲食店、料理店、その他これらに類するもの
イ	飲食店
ロ	物品の販売業、賃貸業又は修理業を営む店舗
イ	理容業、美容業、クッキー、ケーキ等の他のリ
ロ	ービス業を営む店舗
ハ	取引所
ニ	展示場
(三)	旅館、ホテル又は宿泊所
イ	病院、診療所又は助産所
ロ	養老施設、救護施設、更正施設、児童福祉施設
ハ	(母子家庭及び児童福祉施設を除く)身体障害者更正施設(身体障害者収容するものに限り)精神薄弱者援護施設又は後援施設
(四)	幼稚園、専門学校、高等学校、大学又は各種学校
(五)	図書館、博物館又は美術館
(六)	公園浴場
(七)	車輦の停車場又は船舶着ししくは航空機の着降場
(八)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(九)	文書場
(十)	文化財保護法(昭和二十五年法律第百十四号)の規定によつて重要文化財、重要民俗資料、史蹟若しくは重要な文化財として指定され又は旧重要文化財若しくは重要文化財(昭和八年法律第百三十三号)の規定によつて重要文化財として指定された建築物
(十一)	自動車の公道に出入りするもの

別表第二

(一)	工場又は作業場
イ	発電所又は変電所
ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
ハ	官公署、銀行その他事務所
(二)	倉庫
(三)	自動車庫、電車庫又は駐車場
イ	自動車庫、電車庫又は駐車場
ロ	航空機の格納庫
(四)	倉庫

別表第三

類別	品名	数量
第一類	五塩素破塩類	キログラム
	臭素破塩類	—
第二類	次系破塩類	六〇—
	重フロン破塩類	〇〇〇〇
第三類	油紙類及び油類	—
	油がす	〇〇〇〇
第四類	金高リチウム	〇〇〇〇
	金高カルシウム	〇〇〇〇
第五類	炭化アルミニウム	〇〇〇〇
	炭化物	〇〇〇〇
第六類	カルシウムシリコン	〇〇〇〇
	ラツカーペースト	〇〇〇〇
第七類	ガムのり	〇〇〇〇
	第一種引火物	〇〇〇〇
第八類	しょうゆ	〇〇〇〇
	ナフタリン	〇〇〇〇
第九類	松脂	〇〇〇〇
	油紙類	〇〇〇〇
第十類	ニトロセルロース	〇〇〇〇
	シエトロソキシマキレン	〇〇〇〇
第十一類	チトリウム	〇〇〇〇
	チトリウムアミド	〇〇〇〇
第十二類	塩化チオニル	〇〇〇〇
	塩化スルフル	〇〇〇〇

別表第四

品名	数量
綿糸類	キログラム
木毛及びめんくず	二〇〇〇
かす及びめんくず	四〇〇〇
糸類	一〇〇〇〇
わら類	一〇〇〇〇
草類	三〇〇〇〇
石灰及び木炭	一〇〇〇〇〇
木屑及び木くず	五〇〇—

備考
一 綿糸類とは、不織物又は織物でよい綿状又は
トフア製の織物及び糸類を指すという。
二 糸類とは、毛織物又は麻織物でよい糸及び麻
糸を指す。
三 わら類とは、藁類及び、乾草類及びその他の製
品を指す。
四 木屑及び木くずとは、製材又は製材工場からの
くず物を指す。製材くず及び木くずを指す。